

報告第 4 号

専決処分の報告について

市長の専決処分事項に関する条例（昭和 41 年小田原市条例第 34 号）の規定により、次のとおり専決処分したので、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 180 条第 2 項の規定により、これを報告する。

令和 4 年 2 月 16 日提出

小田原市長 守 屋 輝 彦

事故賠償について

- 1 専決処分年月日 令和 4 年 2 月 3 日
- 2 損害賠償額 4,766,300 円
- 3 相手方 小田原市扇町一丁目 30 番 13 号
小田原瓦斯株式会社
取締役社長 原 正樹
- 4 事故の概要 令和 2 年 9 月 13 日午前 8 時 30 分頃、市内矢作 37 番 11 地先において埋設水道管が漏水し、サンドブラスト現象により近接して埋設されていた相手方所有のガス管を削孔し、これを破損させた。